

事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に関する取扱要領

(目的)

第1条 この事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に関する取扱要領（以下「要領」という。）は、山梨県知事が所轄する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条に規定する書類（以下「書類」という。）を、山梨県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年山梨県条例第34号）第5条に規定する提出期限（以下「期限」という。）までに提出しない場合の取扱いに關し必要な事項を定める。

(督促書の送付)

第2条 法人が期限から2月を経過しても書類を提出しないときは、当該法人に対して、督促書を送付する。

(催告書（再督促書）の送付)

第3条 法人が前条の督促書において指定された期限までに書類を提出しないときは、当該法人の役員に対して催告書（再督促書）を送付する。

(過料事件通知書の送付)

第4条 法人が前条の催告書において指定された期限までに書類を提出しないときは、法第80条第1項第5号に該当するものと思料されるものとして、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条の管轄裁判所（当該法人の代表者の住所地を管轄する地方裁判所）に過料事件通知書を送付することができる。

(設立の認証の取消し)

第5条 3年以上連續して書類を提出しない法人が、第3条による催告を行っても書類を提出しないときは、聴聞の手続きを経て、法第43条第1項の規定に基づき設立の認証の取消しを行うことができる。

(聴聞の手続き)

第6条 認証の取消しに係る手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）及び山梨県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年山梨県規則第43号）の規定により行うものとする。

2 聽聞は次により実施する。

(1) 聽聞の通知

聴聞を行おうとするときは、聴聞期日の2週間前の日までに、書面により通知する。

(2) 聽聞の主宰者

聴聞は、総合県民支援局まなび支援課長（以下「課長」という。）が主宰する。ただし、課長が主宰できないときは、課長の指名する者が主宰する。

(3) 聽聞の公開

- ① 法第43条第3項の規定により、聴聞の期日における審理は、当事者から請求があったときは、公開により行うよう努めるものとする。
- ② 法第43条第4項の規定により、①の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当事者に対し、

当該公開により行わない理由を記載した書面を交付する。

(4) 聴聞の終結

聴聞は、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等が提出されたとき若しくは聴聞の期日に当事者が指定場所に出頭して聴聞を行ったとき、又は当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に指定場所に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しないとき、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合に終結する。

(設立の認証の取消しに関する決定)

第7条 設立の認証の取消しに関する決定については、行手法第24条第1項の聴聞調書の内容及び同条第3項の聴聞報告書に記載された主宰者の意見を踏まえ、聴聞終結後速やかに行う。

(設立の認証の取消しに関する通知)

第8条 設立の認証の取消処分を行うことを決定したときは、当該法人に書面により、通知する。

第9条 設立の認証の取消処分を行った場合は、次の事項を県のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 法人の名称
- (2) 設立の認証の取消処分を行った日
- (3) 設立の認証の取消しに至った理由

(関係機関への通知)

第10条 設立の認証の取消処分を行ったときは、組合登記令（昭和39年政令29号）第14条第4項に基づき、甲府地方法務局（登記所）に解散登記を嘱託し、当該法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所に対して通知する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。